

令和8年度 心の健康づくり計画

令和8年4月1日
株式会社 丸市運送

事業所名

基本方針	従業員心の健康は、従業員とその家族の幸福な生活、活気のある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、メンタルヘルス不調者への対応だけでなく、職場のコミュニケーションの活性化など広い意味での心の健康づくりに取り組む。		
具体的目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理監督者を含む従業員全員が心の健康問題について理解し、それぞれの立場に沿った心の健康づくりを目指す。 2 ストレスに対する対処方法を身に付け、メンタル不調となることを未然に防止する。 3 円滑なコミュニケーションの推進により活気ある職場を形成する。 		
基本的実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人のプライバシー保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が安心して活動に取り組めるよう、個人情報適正管理と秘密保持に十分配慮する。 2 相談体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談しやすい相談窓口の設置や定期的な面談など、心の健康に関する相談体制の充実を図る。 3 教育・研修及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心の健康に関する情報提供及び教育・研修の計画的な実施を図る。 4 ストレス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ セルフケアによる対処方法や職場環境等におけるストレスを減らすように各種のストレス対策を実施する。 5 管理監督者への心の健康に係る研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応の基本的な技法の習得を目指す。 		
推進体制 50人未満の事業場については、安全衛生推進者が業務を遂行します。	職務別担当者（50人以上事業場）	担当者	役割等
	従業員		ストレスや心の健康について理解し、自分のストレスに適切に対処し、必要に応じてメンタルヘルス相談をすること。
	管理監督者		職場の管理監督者として、職場環境等の改善を通じたストレスの軽減、部下からの相談への対応をする。
	事業場内産業保健スタッフ		管理監督者を含む従業員の活動を支援する。
	産業医		計画の立案・評価等への協力、相談への対応と保健指導、情報提供等。
	衛生管理者		産業医と協力し、心の健康活動を推進する。
	メンタルヘルス推進担当者		計画の企画・立案・評価改善、研修等の実施、関係者との連絡調整。 （原則として衛生管理者がその役割を担う。）
人事労務管理部門		従業員及び管理監督者からの相談への対応、労働時間等の改善及び適正配置。	
安全衛生委員会		メンタルヘルス推進担当者を中心に心の健康づくり計画の策定に関わる。進捗状況を評価し、継続的活動を推進する。	